

改正政治資金規正法等の概要

(令和6年6月及び12月改正)

令和7年5月

令和5年から6年にかけて、政治資金パーティー収入の不記載問題が大きく取り上げられたことを契機に、政治団体の収支報告の適正の確保及び透明性の向上により政治に対する国民の信頼の回復を図るため、多くの政治資金規正法の改正案等が議員立法として提案され、令和6年6月には、「政治資金規正法の一部を改正する法律」（令和6年法律第64号）が、令和6年12月には、「政治資金規正法の一部を改正する法律」（令和7年法律第1号）、「政治資金規正法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第2号）及び「政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律」（令和7年法律第3号）が、国会における審議を経て成立しました。

本資料は、令和7年5月現在で、これら4本の法律の概要等についてまとめたものになります。

【令和6年6月改正（政治資金規正法改正）】（令和6年6月19日成立、同年6月26日公布）

- 国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化等（代表者の監督責任、罰則の強化等）
- 政治資金監査の強化（国会議員関係政治団体の範囲の拡充（※1）、翌年への繰越しの金額の確認等）
- 政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進（収支報告書等のオンライン提出の義務化（※2）等）
- 政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げ（20万円超→5万円超）（※2）
- 政治資金パーティーの対価の支払方法の制限（口座振込みによる方法への制限）
- 政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止
- 国会議員関係政治団体から寄附を受けたその他政治団体の透明性確保（みなし国会議員関係政治団体）
- 個人寄附者等の個人情報保護（※2）

施行期日 原則として、令和8年1月1日から施行

- 〔 ※1 令和7年10月1日から施行 〕
- 〔 ※2 令和9年 1月1日から施行 〕

注) 上記改正に含まれていた「いわゆる政策活動費の使途公開」は、令和6年12月改正により削除された。

- 改正法の附則において、以下の事項については、今後の検討事項とされた。
 - 1 政党交付金の交付停止等の制度の創設
 - 2 政策活動費の支出に係る上限金額の設定及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容
 - 3 政治資金に関する独立性が確保された機関の設置
 - 4 検討
 - (1) 外国人等による政治資金パーティーの対価の支払に係る収受の適正化を図るための実効的な規制
 - (2) 個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置
 - (3) 自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇措置の適用除外
 - (4) 政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点からの検討

【令和6年12月改正等】（令和6年12月24日成立、令和7年1月公布予定）**①政治資金規正法改正**

- 渡切りの方法による経費支出の禁止

施行期日 令和8年1月1日から施行

②政治資金規正法等改正

- 収支報告書に係るデータベースによる情報提供の充実（政党本部又は政治資金団体に係る収支報告書のオンライン提出の義務化及び収支報告書に係るデータベースを用いた公表）
- 外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止等
- 租税特別措置法の一部改正（公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるものに対して政治活動に関する寄附をする場合においては、寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の適用対象とならないものとする）（※）

施行期日 原則として、令和9年1月1日から施行（※ 令和8年1月1日から施行）

※ 改正法附則において、政党交付金の交付停止等に関する法制上の措置については、この法律の公布の日後1年以内を目途として講ずるものとされた。

③政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律

- 政治資金監視委員会等の設置（政治資金監視委員会及び両院合同協議会の設置）

※ プログラム法であり、今後、委員会の設置等のための法律の整備が行われることとされています。

- 衆議院政治改革に関する特別委員会理事会（令和6年12月17日）における申し合わせ事項
企業・団体献金禁止法案については、衆議院政治改革特別委員会において精力的に議論を行い、令和6年度末までに結論を得る。

I. 国会議員関係政治団体に関する改正

- 1 国会議員関係政治団体の範囲の拡充
- 2 預貯金による政治資金の保管
- 3 収支報告書等のオンライン提出の義務化
- 4 翌年への繰越しの金額の確認等
- 5 代表者による確認書制度
- 6 登録政治資金監査人による政治資金監査の拡充
- 7 収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例
- 8 監督義務違反に対する罰則の強化

II. 寄附・支出に関する改正

- 1 政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止
- 2 渡切りの方法による支出の禁止等
- 3 外国人・外国法人等による政治活動に関する寄附の禁止

III. 政治資金パーティーに関する改正

- 1 外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止等
- 2 政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げ
- 3 政治資金パーティーの対価の支払方法の制限

IV. 収支報告書の公表に関する改正

- 1 収支報告書等のオンライン提出の義務化
- 2 収支報告書等のインターネット利用による公表
- 3 収支報告書に係るデータベースを用いた公表
- 4 個人寄附者等の個人情報の保護

V. 政治資金監視委員会等の設置

VI. その他

- 1 政党の選挙区支部に対する寄附をした場合の寄附金控除の特例等の適用除外等の措置
- 2 政党助成法における規定の整備
- 3 附則における規定
- 4 罰則

参考

1. 全体スケジュール
2. 収支報告書のオンライン提出について

国会議員関係政治団体に関する改正

1 国会議員関係政治団体の範囲の拡充（令和8年1月1日から適用）

以下の③及び⑤の政治団体が国会議員関係政治団体の範囲に含まれることになります。

国会議員関係 政治団体

次の①②③の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）及び④⑤の政治団体（国会議員関係政治団体とみなされます。）

- ① 国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体
- ② 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体
- ③ 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる政策研究団体）

（注）令和8年1月1日から国会議員関係政治団体に追加され、令和7年10月1日から届出が始まります。

- ④ 政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの
- ⑤ 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体（1,000万円以上となった年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされます。）
 - ・ 同一の国会議員関係政治団体（上記③を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計）
 - ・ 同一の上記③に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額

（注）令和8年1月1日から国会議員関係政治団体に追加されます。

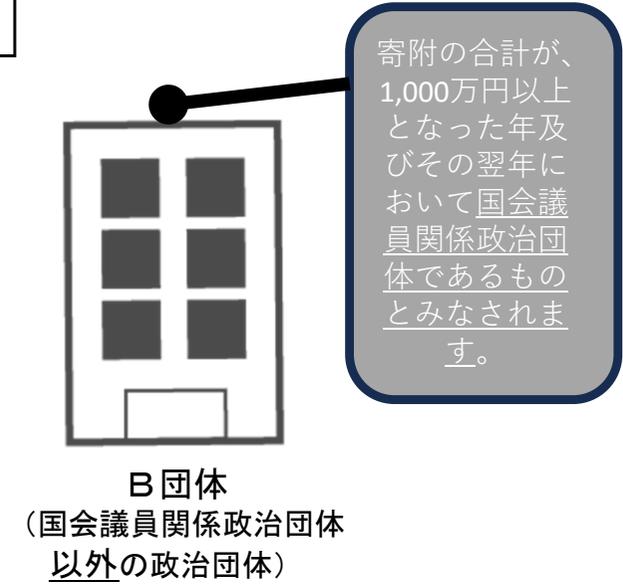
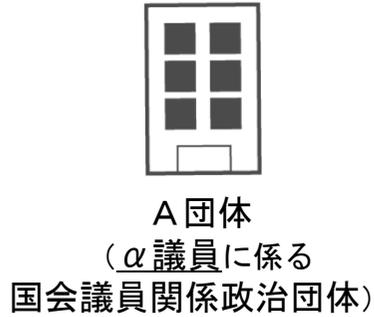
なお、「国会議員に係る公職の候補者」には、現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含みます。

令和8年1月1日から、国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をするときは、当該政治団体に対し、文書で、当該寄附が国会議員関係政治団体からの寄附である旨、当該寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地、当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名等を、併せて通知しなければなりません。

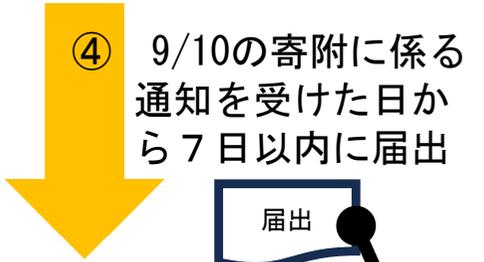
上記表中の⑤の政治団体について、各年中において、(1)同一の国会議員関係政治団体（上記表中の③を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計）又は(2)同一の上記表中の③に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額が1,000万円以上となったときは、当該金額が1,000万円に達することとなった寄附に係る上記の通知を受けた日から7日以内に、その旨、当該寄附に係る公職の候補者の氏名及びその者に係る公職の種類等を届け出なければなりません。当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、届出事項を都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表することになっています。

国会議員関係政治団体に関する改正

(参考例) 同一の国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額が1,000万円以上となる場合



寄附をするたびに通知
を行う必要があります。



官報又は公報



総務省又は都道府県
の選挙管理委員会

α 議員とは別
の議員に係る
国会議員関係
政治団体から
1,000万円を超
える寄附を受
けた場合は、
同様に、届出
が必要になり
ます。

国会議員関係政治団体に関する改正

2 預貯金による政治資金の保管（令和8年1月1日から適用）

国会議員関係政治団体は、その有する金銭については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管するものとなりました。

3 収支報告書等のオンライン提出の義務化（令和9年1月1日以降に提出する収支報告書から適用）（再掲）

政党本部・政治資金団体又は国会議員関係政治団体に係る収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書について、オンラインによる提出が義務付けられました。

4 翌年への繰越しの金額の確認等（令和8年分収支報告書及び令和9年解散分収支報告書から適用）

国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の12月31日又は解散等の日における預貯金口座の残高を確認することができる書類（以下「残高確認書」という。）に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければなりません。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面（以下「差額説明書」という。）を作成しなければなりません。

5 代表者による確認書制度（以下の（1）については、令和8年1月1日から適用）

（1）収支報告書の提出前

国会議員関係政治団体の代表者は、収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が法の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督しなければなりません。

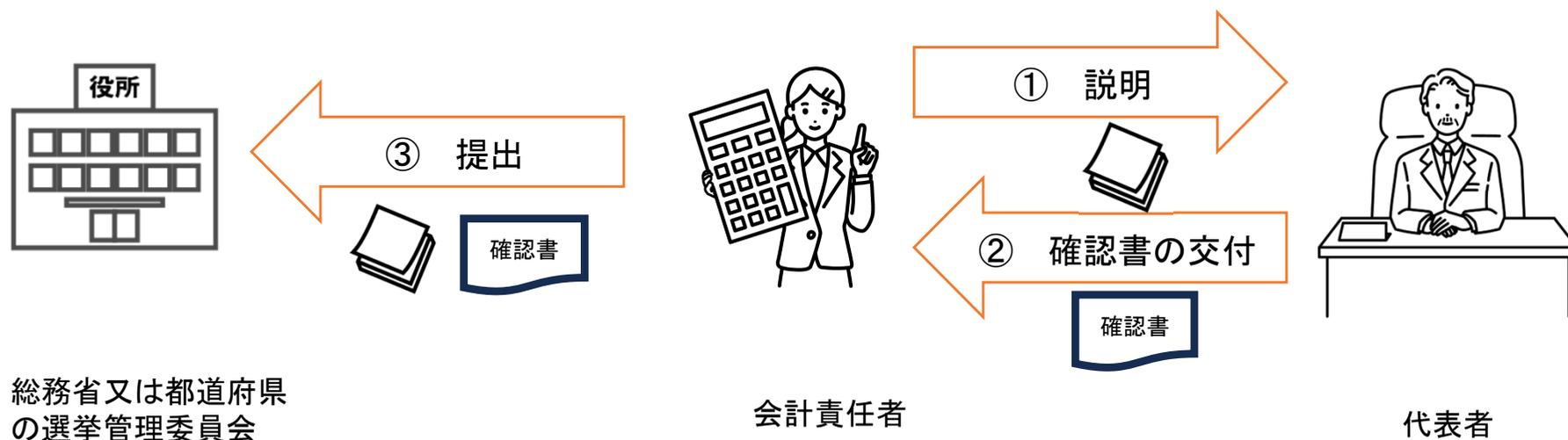
また、国会議員関係政治団体の代表者は、随時又は定期的に、次の事項を確認しなければなりません。

- ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。
- ・ 会計帳簿には収入及び支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

5 代表者による確認書制度（以下の（２）については、令和８年分収支報告書（解散分収支報告書を除く）から適用）

（２）収支報告書の提出時

- ① 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければなりません。
- ② 国会議員関係政治団体の代表者は、会計帳簿等に関する随時又は定期の確認の結果及び会計責任者による報告書提出時の代表者に対する説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければなりません。
- ③ 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、代表者により交付された確認書を収支報告書に添付しなければなりません。



- 6 **登録政治資金監査人による政治資金監査の拡充**（令和8年分収支報告書及び令和9年解散分収支報告書から適用）
登録政治資金監査人による政治資金監査において、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が収支報告書に表示されていることを確認する必要があります。
- 7 **収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例**（令和8年分収支報告書から適用）
国会議員関係政治団体の収支報告書に記載すべき収入の金額の全部若しくは一部の記載がなかった場合又は収支報告書に記載すべきでない支出の金額の記載があった場合において、当該収支報告書が公表されている間に、当該国会議員関係政治団体がそれらに相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、その納付による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2から第199条の5まで（公職の候補者等の寄附の禁止等）の規定は、適用しないこととされています。

寄附・支出に関する改正

- 1 政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止**（令和9年1月1日から適用）
政党がする公職の候補者個人への政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等による寄附が禁止されます。
- 2 渡切りの方法による支出の禁止等**（令和8年1月1日から適用）
政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によっては、することができないものとされています。
政治資金の収支の報告に当たっては、真実の記載をしなければならず、収支の状況を明らかにしないようにするため支出の相手方として政治団体の役職員又は構成員を記載する等政治活動の公明の確保に支障を及ぼすような記載をしてはならないとされています。
- 3 外国人・外国法人等による政治活動に関する寄附の禁止**（令和9年1月1日から適用）
外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治活動に関する寄附をすることはできません。（従来から、寄附を受けることは禁止されています。）

（参考）外国人・外国法人等による寄附の禁止（太字部分が新設されました）

何人も、以下の者から政治活動に関する寄附を受けることはできません。

- ① 外国人（日本の国籍を有しない自然人）
- ② 外国法人（外国の法令に準拠して設立された法人）
- ③ 主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織
（発行済株式の過半数を外国人若しくは外国法人が保有する日本法人等）

※発行済株式の「過半数」の判断基準日は、直近の定時株主総会基準日（会社法に規定する議決権行使の基準日）が1年以内にあったものについては、当該定時株主総会基準日。

ただし、上記③の例外として、発行済株式の過半数を外国人等が保有する日本法人のうち、株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているもの（特例上場日本法人）からの寄附の受領は禁止されません。

特例上場日本法人が寄附をする際には、特例上場日本法人である旨を文書で、当該寄附を受ける者に通知しなければなりません。

特例上場日本法人からの寄附については、会計帳簿及び収支報告書にその旨を記載しなければなりません。

また、令和9年1月1日から外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治活動に関する寄附をすることはできません。

政治資金パーティーに関する改正

1 外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止等（令和9年1月1日から開始）

何人も、外国人・外国法人等（特例上場日本法人を除く。）（外国人・外国法人、特例上場日本法人については、以下の（参考）参照）から政治資金パーティーの対価の支払を受けてはなりません。

特例上場日本法人が政治資金パーティーの対価の支払をする際には、特例上場日本法人である旨を文書で、当該対価の支払を受ける者に通知しなければなりません。

外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治資金パーティーの対価の支払をしてはなりません。

政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面により告知しなければなりません。今回の改正では、この告知義務に加えて、外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知しなければなりません。

（参考）外国人・外国法人等による寄附の禁止（再掲）

何人も、以下の者から政治活動に関する寄附を受けることはできません。

- ① 外国人（日本の国籍を有しない自然人）
- ② 外国法人（外国の法令に準拠して設立された法人）
- ③ 主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織
（発行済株式の過半数を外国人若しくは外国法人が保有する日本法人等）

※発行済株式の「過半数」の判断基準日は、直近の定時株主総会基準日（会社法に規定する議決権行使の基準日）が1年以内にあったものについては、当該定時株主総会基準日。

ただし、上記③の例外として、発行済株式の過半数を外国人等が保有する日本法人のうち、株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているもの（特例上場日本法人）からの寄附の受領は禁止されません。

特例上場日本法人が寄附をする際には、特例上場日本法人である旨を文書で、当該寄附を受ける者に通知しなければなりません。

特例上場日本法人からの寄附については、会計帳簿及び収支報告書にその旨を記載しなければなりません。

また、令和9年1月1日から、外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治活動に関する寄附をすることはできません。

政治資金パーティーに関する改正

2 政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げ

収支報告書における政治資金パーティーの対価の支払をした者の氏名等の公開基準額について、**一の政治資金パーティーごとに5万円を超えるもの**（※）について、**支払者の氏名等を公開**することになりました。

※ 令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから適用されます。
 令和8年12月31日以前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入及び令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で令和8年12月31日以前に収受されたものについては、「20万円を超えるもの」となります。

	令和8年定期分 (令和8年1月1日~12月31日) 収支報告書	令和9年定期分以降の 収支報告書
令和8年12月31日以前に開催された 政治資金パーティーの対価に係る収入 (収受年は問わない)	20万円超	20万円超
令和9年1月1日以後に開催される 政治資金パーティーの対価に係る収入で 令和8年12月31日以前に収受されたもの	20万円超	—
令和9年1月1日以後に開催される 政治資金パーティーの対価に係る収入で 令和9年1月1日以後に収受されるもの	—	5万円超

3 政治資金パーティーの対価の支払方法の制限（令和8年1月1日以後に開催される政治資金パーティーに係る対価の支払で同日以後に支払がなされるものから適用）

何人も、政治資金パーティーを開催する者の**預貯金口座への振込み**によることなく、政治資金パーティーの対価の支払をすることができず、政治資金パーティーを開催する者は、**口座への振込み以外の方法**によってされる政治資金パーティーの対価の支払を受けることができないこととされています。

ただし、政治資金パーティーの開催日に開催場所においてする対価の支払その他口座への振込み以外の方法によってすることがやむを得ないと認められる政治資金パーティーの対価の支払については、口座への振込み以外の方法によってすることができますが、この場合は、遅滞なく、その政治資金パーティーの対価に係る金銭を開催者の預貯金口座に預け入れなければなりません。

収支報告書の公表に関する改正

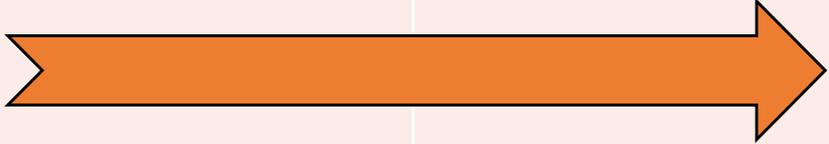
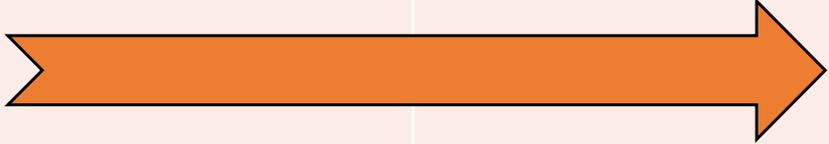
- 1 収支報告書等のオンライン提出の義務化**（令和9年1月1日以降に提出する収支報告書から適用）
政党本部・政治資金団体又は国会議員関係政治団体に係る収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書については、オンラインによる提出が義務付けられました。
- 2 収支報告書等のインターネット利用による公表**（令和8年1月1日から適用）
総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書をインターネットを利用する方法により公表しなければならないこととされました。
これに伴い、官報又は都道府県の公報による収支報告書の要旨の公表に係る規定が削られます。
- 3 収支報告書に係るデータベースを用いた公表**（令和10年4月1日までに開始）
総務大臣は、オンラインで提出された政党本部・政治資金団体及び国会議員関係政治団体の収支報告書の情報については、収支報告書が公表されている期間中（※1）はデータベース（個人寄附者等に係る事項を除く。）を用いた公表も行うことになりました（※2）。
※1 定期公表分の収支報告書についてはその年の12月31日までに、追加公表分・解散分の収支報告書については当該収支報告書が公表された日以後遅滞なく、それぞれ提供が開始され、それぞれの収支報告書の公表が終了するまでの間、データベースを用いた公表が行われます。
※2 令和10年4月1日までに開始されます。（令和8年定期公表分以降及び令和10年解散分以降の収支報告書が、データベースの対象となります。）
- 4 個人寄附者等の個人情報の保護**（令和9年1月1日以後に提出される収支報告書から適用）
収支報告書に記載された個人寄附者等（寄附をした者又は政治資金パーティーの対価の支払をした者（それぞれあつせんした者を含む。）であつて、個人であるもの）の住所に係る部分をインターネットを利用する方法により公表するときは、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分（外国の場合は、当該外国の国名）に限って公表されます。
ただし、当分の間、収支報告書がオンラインにより提出された場合に限り適用し、収支報告書がオンライン以外により提出された場合において、住所限定報告書が併せて提出されたときは、当該住所限定報告書を公表することとなっています。

【住所限定報告書（令和9年1月1日以後に提出される収支報告書から適用）】

個人寄附者等の住所に係る記載のうち、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分以外の部分の記載がない書面で（字名・番地等以下の記載がない書面）で、当該部分を除いた記載内容が当該報告書（オンラインではなく紙で提出されたもの）の記載内容と同一であることをいいます。

収支報告書の公表に関する改正

(参考) 収支報告書等のオンライン提出の義務化・データベース (DB) を用いた公表の適用表

		令和 7 年定期分 (令和 7 年 1 月 1 日～12月31日) 収支報告書	令和 8 年定期分 (令和 8 年 1 月 1 日～12月31日) 収支報告書	令和 9 年定期分 (令和 9 年 1 月 1 日～12月31日) 収支報告書	令和 10 年定期分 (令和 10 年 1 月 1 日～12月31日) 収支報告書
政党 本部 ・ 政治 資金 団体	提出 期限	令和 8 年 3 月末 までに提出	令和 9 年 3 月末 までに提出	令和 10 年 3 月末 までに提出	令和 11 年 3 月末 までに提出
	提出 方法 ・ DB 公表	オンライン提出は 任意	オンライン提出義務 ・ DB対象		
国会 議員 関係 政治 団体	提出 期限	令和 8 年 5 月末 までに提出	令和 9 年 5 月末 までに提出	令和 10 年 5 月末 までに提出	令和 11 年 5 月末 までに提出
	提出 方法 ・ DB 公表	オンライン提出 努力義務	オンライン提出義務 ・ DB対象		
(参考) その他の 政治団体	提出 期限	令和 8 年 3 月末 までに提出	令和 9 年 3 月末 までに提出	令和 10 年 3 月末 までに提出	令和 11 年 3 月末 までに提出
	提出 方法 ・ DB 公表	オンライン提出は 任意	オンライン提出は 任意	オンライン提出は 任意	オンライン提出は 任意

(注意) 令和 9 年 1 月 1 日以降に提出される解散分収支報告書 (令和 8 年中に解散したもの等も含まれます。) もオンライン提出義務化の対象となります。

ただし、データベースの対象となるのは、令和 10 年解散分以降 (令和 10 年 1 月以降に解散したものに限り。) の収支報告書となります。

政治資金監視委員会等の設置

政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律（令和7年法律第3号）において、委員会の設置等のための法律の整備が行われることとされています。

○ 政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律（令和7年法律第3号）概要抜粋

1 政治資金監視委員会の設置

(1) 設置

政治資金の透明性を確保するため、別に法律で定めるところにより、国会に、政治資金監視委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。 （第2条関係）

(2) 組織、任命等

① 委員会は、委員長及び委員をもって組織するものとする。 （第3条関係）

② 委員長及び委員は、委員会の職務の遂行に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、2の両院合同協議会の推薦に基づき、両議院の議長が、両議院の承認を得て、これを任命するものとする。 （第4条関係）

③ ①・②のほか、委員長及び委員の身分保障及び服務並びに事務局の設置について定めるものとする。 （第5条から第7条まで関係）

(3) 監視等

委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。 （第8条関係）

① 国会議員関係政治団体の収支報告書の記載の正確性に関する監視を行うこと。

② 政治資金の制度に関する提言を行うこと。

③ ①・②の事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと

(4) 説明又は資料提出の要求等

① 委員会は、(3)の事務の遂行のため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体の公署、政党その他の者に対して、説明又は資料の提出の要求その他必要な措置を講ずることができるものとする。 （第9条第1項関係）

② 委員会は、国会議員関係政治団体の収支報告書のうちに虚偽の記入があり又は記載すべき事項の記載が欠けていると認めるときは、当該収支報告書を提出した者に対して、当該収支報告書の訂正をさせるために必要な措置を講ずることができるものとする。 （第9条第2項関係）

③ 委員会は、②の措置を講じたときは、その旨を公表しなければならないものとする。 （第9条第3項関係）

(5) 両院合同協議会に対する国政調査の要請

委員会は、特に必要があると認めるときは、2の両院合同協議会に対し、国政に関する調査を行うよう、要請することができるものとする。 （第10条関係）

2 両院合同協議会の設置

(1) 設置

委員会の委員長及び委員の推薦並びにその要請を受けて国政に関する調査を行うため、別に法律で定めるところにより、国会に、両院合同協議会（政治資金の透明性の確保に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会）を置くものとする。 （第11条関係）

(2) 国政調査

① 両院合同協議会は、委員会の要請を受けた場合において必要があると認めるときは、当該要請に係る事項について、国政に関する調査を行うことができるものとする。 （第12条第1項関係）

② 国会法第104条の規定（報告又は記録提出の要求等）は、①の国政に関する調査を行う場合における両院合同協議会について準用するものとする。 （第12条第2項関係）

1 政党の選挙区支部に対する寄附をした場合の寄附金控除の特例等の適用除外等の措置（令和8年1月1日から適用）

公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるものうち、その代表者が当該公職の候補者であるものに対して政治活動に関する寄附をする場合においては、寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の適用対象とならないものとされました。

2 政党助成法における規定の整備（令和8年1月1日から開始）

政治資金規正法における収支報告書等のインターネット利用による公表及び写しの交付の規定に合わせ、以下のとおり規定の整備を行うこととされました。

（1）使途等報告書等のインターネット利用による公表

- ①総務大臣は、使途等報告書・監査意見書・監査報告書をインターネットを利用する方法により公表しなければならないこととされました。
- ② ①に伴い、官報による使途等報告書の要旨の公表に係る規定を削るものとされました。

（2）使途等報告書等の写しの交付

- ①何人も、使途等報告書等が公表された日から5年間、使途等報告書等の写しの交付を請求することができることとされました。
- ② ①により総務大臣に対して写しの交付を請求しようとする者は、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならないこととされました。

3 附則における規定

○令和6年6月に公布された政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）の附則において、以下の内容が規定されています。

1 個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置

個人が政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の対象の拡大、控除率の引上げその他の個人寄附を促進するための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点からの検討

1のほか、改正後の政治資金規正法の規定については、施行後3年を目途として、政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点から、施行状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

○令和7年1月に公布された政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和7年法律第2号）の附則において、以下の内容が規定されています。

・ 政党交付金の交付停止等に関する法制上の措置

政党助成法（平成6年法律第5号）第3条第1項の規定による政党交付金の交付の決定を受けている政党に基準日に所属する衆議院議員又は参議院議員が政治資金又は選挙に関する犯罪に係る事件に関し起訴された場合に、当該政党に対して交付すべき政党交付金のうちその起訴された衆議院議員又は参議院議員に係る議員数割（同条第2項に規定する議員数割をいう。）の額に相当する額の政党交付金の交付を停止し、当該衆議院議員又は参議院議員が当該事件に関し刑に処せられたときは当該額の政党交付金の交付をしないこととする制度を設けるものとし、このために必要な法制上の措置について、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（注：公布の日、すなわち令和7年1月8日）後1年以内を目途として講ずるものとする。

4 罰則

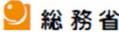
違反の内容	罰則
○ 令和6年6月及び12月改正によって新設された罰則	
国会議員関係政治団体の会計責任者の残高確認書又は差額説明書の保存義務違反、虚偽記載	3年以下の禁錮、50万円以下の罰金
国会議員関係政治団体の代表者による確認義務違反	50万円以下の罰金
国会議員関係政治団体の会計責任者による代表者に対する収支報告書の説明義務違反、虚偽説明等	100万円以下の罰金
収支報告書に添付すべき確認書の未添付	50万円以下の罰金
(参考) その他の主な罰則	
無届団体の寄附の受領、支出の禁止違反	5年以下の禁錮、100万円以下の罰金
収支報告書の不記載、虚偽記載（重過失の場合を含む）	5年以下の禁錮、100万円以下の罰金
政治資金監査報告書の虚偽記載	30万円以下の罰金
政治資金監査の業務に関して知り得た秘密の秘密保持義務違反	1年以下の懲役、50万円以下の罰金
寄附の量的制限違反	1年以下の禁錮、50万円以下の罰金
寄附の質的制限違反	3年以下の禁錮、50万円以下の罰金など
あっせん、関与の制限違反	6月以下の禁錮、30万円以下の罰金

※ 令和7年6月1日から、「禁錮刑」は「拘禁刑」に改められます。

収支報告書のオンライン提出について

政党本部・政治資金団体又は国会議員関係政治団体は、令和9年1月1日以降に提出する収支報告書から、収支報告書のオンライン提出が義務付けられています。

義務化に円滑に対応していただくため、会計帳簿・収支報告書作成ソフトの利用状況に応じて、お早めのご検討をお願いします。



政治団体の皆様…

政治資金収支報告書・各種届出を
インターネット上で
いつでも・簡単に提出
できます。

※ 国会議員関係政治団体については、令和9年1月1日以降に提出する収支報告書から、オンラインによる提出が義務付けられます。



↓



MERIT ①
いつでも提出可能

受付時間に合わせる必要がなく、自分のタイミングで提出できます。



24h

MERIT ②
収支報告書等作成ソフトによる
事務の効率化

寄附金控除書類の簡易作成、自動計算機能やエラーチェック機能により作業を短縮できます。



MERIT ③
経費を削減し、エコに貢献

窓口までの交通費や用紙代、印刷代などの経費を削減できます。



**オンライン提出の利用を
お願いします。**

システム更改に伴い
・Microsoft Windows11、Google Chromeを動作環境に追加
・領収書等の写し等の添付書類に係る容量制限を緩和(500MBまで)
・政治資金関係申請・届出オンラインシステムのデザインをリニューアル
などの対応を行いました。

1 2 3

**収支報告書の
オンライン提出 3STEP**

作成 「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」で作成

「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」とは、日々の会計データを入力することにより、電子データで会計帳簿を作成するとともに、それをもとに自動的に収支報告書等を作成できるソフトです。
また、補助簿機能をご利用いただくことで、会計帳簿の入力が簡素化できます。
※ソフトは最新のバージョンをご利用ください。

申請 オンラインシステムの利用申請

政治資金関係申請・届出オンラインシステムを利用するには、利用申請を行う必要があります。
申請方法には、「マイナンバーカードによる電子申請」と「申請書による紙申請」の2つの方法があります。

提出 オンラインシステムで収支報告書を提出

利用申請の登録が完了すると、初回ログインに関する情報がメール及び郵送で届きます。
オンラインシステムにログインし、作成した収支報告書を提出します。
また、領収書等の写し及び政治資金監査報告書も併せて提出できます。
※利用申請の登録後、30日以内に初回ログインをお願いします。
※政治資金監査報告書をオンライン提出する場合は登録政治資金監査人の電子署名が必要です。

利用方法は以下のURLの「**政治資金関係申請・届出オンラインシステム**」よりご確認ください。

<https://kyoudou.soumu.go.jp/>

オンラインシステムやエクセルソフトの操作方法に関するお問い合わせ先

政治資金ヘルプデスク TEL:03-5500-7022 [受付時間 平日 9:00~17:00]

※3月末日の5営業日前~3月末日、5月末日の5営業日前~5月末日に限り、9:00~20:00

政治資金収支報告書に関するお問い合わせ先

総務省 TEL:03-5253-5578 または **各都道府県選挙管理委員会**
(電話番号は各都道府県庁ホームページでご確認ください)



<https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020201>

政治資金関係申請・届出オンラインシステム



総務省自治行政局選挙部政治資金課